



Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2016年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. PAN¹のない非居住者への支払: 源泉税率 20%の課税要件を緩和²

所得税法³の現行規定⁴は、支払を受領するインド非居住者が PAN を支払人に提供しない場合に、当該支払の源泉税率は 20%または現行の税率のいずれか高い方が適用され、租税条約に定める軽減税率の適用はないと定めている。

本規定は 2016 年財政法により改正され(2016 年 6 月 1 日から適用)、非居住者が所定の条件を満たす場合の上記適用はなくなった。今般、CBDT⁵は、所定の条件を規定する通達を発行した。

本通達によると、利子、ロイヤルティー、技術役務料金および資本的資産の譲渡に係る支払を受領する非居住者に PAN が無い場合でも、以下の詳細情報が支払人に提出された場合には、上記適用はない。

- 非居住者の名前(名称)、メールアドレス、連絡先電話番号
- 非居住者の居住国・地域(以下「居住国」)における住所
- 非居住者の居住国政府が発行する居住者証明書
- 非居住者の居住国における納税者番号、またはそのような番号がない場合は、当該非居住者がその居住者であると申し立てる国の政府が当該非居住者の身元を特定する際に使用する固有の番号

2. CBDT: 所得税規定⁶を改正し GAAR⁷の適用基準を明確化

今般、所得税規定を改正する CBDT 通達が発表され、2017 年 4 月 1 日以降(変更前は 2010 年 9 月 1 日以降)の投資等取引に GAAR が適用されるものと変更された。また、契約締結日にかかわらず、2017 年 4 月 1 日以降(変更前は 2015 年 4 月 1 日以降)に優遇措置が適用された取引に変更されたことも明確化された。

1 PAN(Permanent Account Number: 当局から納税者に割り振られた、納税者を識別するための番号: 以下「PAN」)

2 Notification No.53/2016, F. No. 370 142/16/2016-TPL(2016 年 6 月 24 日付)

3 Income Tax Act, 1961

4 Section 206AA

5 CBDT(Central Board of Direct Taxes: 直接税中央委員会: 以下「CBDT」)

6 Income-tax Rules, 1962

7 GAAR(General Anti Avoidance Rules: 包括的租税回避否認規定: 以下「GAAR」)

3. 対内直接投資⁸:2016年統合版規定⁹の変更(対象事業の追加)

今般、DIPP¹⁰は、対内直接投資に関する2016年統合版規定¹¹を発表した。主要な変更の一つは、配送業務を行う企業への、自動認可(Automatic Route:事後届出は必要だが事前の政府承認を必要としない制度)による出資比率100%までの対内直接投資が認められたことである。当該変更は2016年6月7日から適用となっている。

4. 対内直接投資:2016年統合版規定の変更(その他の変更)¹²

インドでの雇用創出を目的として、2016年6月20日、政府は、対内直接投資に関する2016年統合版規定の改正を発表した。これらの改正事項は2016年6月24日から適用されている。主要ポイントは以下のとおりである。

No.	業種・業態	変更内容
1.	支店、連絡事務所またはプロジェクトオフィスの設立	支店、連絡事務所、プロジェクトオフィスまたはその他事業の場所をインドに設立する際、申請企業の主要な事業が、防衛産業、電気通信産業、民間警備産業、情報産業または放送産業で、FIPB ¹³ の認可または該当する省庁・当局からの許認可を既に取得している場合、RBI ¹⁴ からの認可は不要となる。
2.	インドで製造・生産された食品の取引	インドで製造または生産された食品の取引(電子商取引を含む)への出資比率100%の対内直接投資が、政府承認を条件として認められた。
3.	単一ブランド小売業(Single Brand Retail Trading)	現在、政府承認を要する単一ブランド小売業への51%超の対内直接投資について、現地調達率30%要件(全業種についてインドの中小企業 ¹⁵ 、農村産業、熟練工もしくは職人からの購入額を全購入額の30%以上とする)の適用が事業開始(最先端技術製品を取り扱う単一ブランド小売業を行う事業の最初の店舗開設で現地調達が不可能な場合)から3年間猶予されることになった。 これまで、現地調達要件緩和には政府の事前認可が必要だった。
4.	民間航空業	民間航空業に関する業種制限および認可条件が以下のとおり大幅に緩和された。 既存の空港プロジェクト これまで自動認可では出資比率74%までしか認められず、74%超の出資については政府承認を要したが、100%までの自動認可出資が認められた。 定期的な航空輸送サービス・国内定期乗客輸送サービス・地域航空輸送サービス 以下を条件として、出資比率上限が49%から100%に引き上げられた。 ➤ 49%までは引き続き自動認可 ➤ 49%超については政府承認が必要

8 対内直接投資(Foreign Direct Investment)

9 政府が2016年6月7日付で発表した統合版対内直接投資規定

10 DIPP(Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry: インド商工省産業政策振興庁)

11 統合版対内直接投資規定(Consolidated Foreign Direct Investment Policy)

12 2016年6月24日付の Press Note No. 5(2016年シリーズ)

13 (Foreign Investment Promotion Board: 外国投資促進委員会: 以下「FIPB」)

14 RBI(Reserve Bank of India: インド準備銀行)

15 中小企業(Micro, Small and Medium Enterprises)

5.	防衛産業	<p>49%超かつ 100%までの投資は、インド近代技術へのアクセスを与える可能性やその他記録すべき理由(政府承認を要する理由の追加)がある場合は引き続き政府承認を要する。</p> <p>「最先端技術へのアクセスを与える可能性がある」投資に関する条件は廃止。</p> <p>防衛産業への現行の出資制限(49%までは自動認可、49%超は政府承認)が 1959 年武器法(Arms Act, 1959)の対象である小型武器および弾薬の製造にも適用されることになった。</p>
6.	製薬産業 他の条件については Press Note ¹⁶ を参照のこと	<p>現行、既存の医薬事業への出資はすべて政府承認を要するが、今後は 74%までは自動認可が認められ、74%超についてのみ政府承認を要する。</p> <p>特殊な状況で FIPB からの承認がある場合を除き、自動認可または政府承認のいずれの場合においても競争禁止は認められない。</p>

本改定は対内直接投資規定を更に簡素化することにより、インドの投資先としての魅力を増すことにある。したがって、政府承認を要する事業活動の数は削減されている。上記改正に影響する外国為替管理法の正式改正が待たれるところである。

16 2016 年 6 月 24 日付の Press Note No. 5(2016 年シリーズ)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。